



6月

# 和光交番

朝霞警察署  
048-465-0110  
和光交番  
048-461-2111



## 高齢者を狙った詐欺被害が多発中！



朝霞警察署管内では、市役所職員などを騙る者から、「医療費の還付金がある。」等の電話が多数かかってきています。

犯人はこの後、コンビニや銀行等のATMに誘導して、電話で指示しながらお金を振り込ませようとします。



**留守番電話が効果的！**

被害に遭わぬためには、在宅中でも常時留守番電話に設定し、また、通話録音機能を活用するなどして、犯人と直接会話をしないようにして下さい。

携帯電話を使用しながらATMを操作する方がいたら一声かけて詐欺被害防止のご協力を！

## 覚醒剤等薬物乱用の防止



覚醒剤や麻薬等は、それを乱用する人間の精神や身体をボロボロにし、通常の生活を営むことが出来なくなるだけではなく、場合によっては死亡させることもあります。

●自分や家族のためにも薬物の乱用はやめましょう

※違法薬物に関する相談・情報提供は朝霞警察署又は

**ホワイト・テレホンコーナー**  
**048-822-4970**

までご連絡をお願いします。



## 女性を狙った不審者の出没！

5月4日午後5時30分ころ、白子2丁目地内の路上で、女性が男に水に類似する液体をかけられたとの情報が寄せられました。

※ 男の特徴は、上衣・紺色っぽい長袖、下衣・黒っぽいズボン、白色マスク着用

※ 危険を感じたら、

- その場から逃げる
- 近くの人に助けを求める
- 防犯ブザーを活用する
- 大声を出す

などし、直ちに110番通報をお願いします。



## 不法就労・不法滞在防止！

不法就労とは

- ① 不法滞在者や被退去強制者が働く場合
- ② 出入国在留管理庁から働く許可を受けずに働く場合
- ③ 現に有している在留資格等で働くことが認められた範囲を超える場合

となります。

雇用する際、外国人が働けない者であることを知らず、在留カードを確認していない等の過失がある場合、雇用主が不法就労助長罪に問われます。

雇用主は、不法就労を防止するため、外国人雇用の際には、必ず在留カードの記載事項の確認をお願いします。



## 和光交番管内の犯罪発生状況

令和7年4月の主な犯罪発生件数  
(当署調べ 暫定値)

刑法犯認知件数	4件	前月	(-3)
自転車盗	0件	前月	(-2)
空き巣	0件	前月	(±0)
車上ねらい	0件	前月	(±0)
自動車盗	0件	前月	(±0)
特殊詐欺	0件	前月	(-1)

朝霞警察署ホームページでも、最新の防犯情報を随時更新しています。



朝霞警察署



ホームページ二次元コード